

預かり保育等の利用のための認定申請のご案内

保護者の皆さまへ

幼児教育・保育の無償化において、共働き等の保育の必要性のある方は、幼稚園等の保育料に加えて預かり保育の利用料も無償化の対象となります。預かり保育の利用料を無償化とするためには、追加で認定を受ける必要がありますので、以下をご確認のうえ、申請書類一式を市へ提出してください。

父母ともに保育を必要とする事由に該当する方
(詳しくは裏面をご確認ください。)

1 認定対象者

三鷹市に住民登録をしている次の年齢の保育の必要性のあるお子さんがいる保護者

区分	課税の有無	保育の必要性の認定
満3歳児 ※満3歳児で課税世帯の方は、保育の必要性がある場合でも3歳児(年少)に上がるまでは、 預かり保育部分は無償化の対象となりませんので、ご注意ください。	課税	不可
	非課税	新3号
3～5歳児(年少～年長)	問わない	新2号

2 無償化により請求できる金額について

(1) 無償化支給上限額

3～5歳児クラスに在籍する園児 … 最大 11,300 円/月

満3歳児クラスに在籍する園児(非課税世帯のみ) … 最大 16,300 円/月

満3歳児クラス在園で新3号認定を希望される方は、課税情報を確認するので、子ども育成課へ事前にご連絡ください。

(2) 請求金額の計算方法

「預かり保育の利用日数×日額単価(450円)」にて計算し、上記(1)の支給上限額まで請求できます。
計算によって算定された額と、支払った利用料実績額を月毎に比較して、低い方を支給額とします。
なお、一部の幼稚園等では、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる場合があります。

3 申請に必要な書類

■ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号(新2号))

■ 保育の必要性を証明するための書類(詳細は、裏面をご参照ください。)

※ 書類は「みたかきっすナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>)」からダウンロードしてください。

4 申請方法

(1) 提出先

三鷹市子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係(市役所本庁舎4階44番窓口)

(2) 提出方法

市役所窓口へ直接提出もしくは郵送

(3) 提出締切

預かり保育の補助を受けたい月の月末日(必着)

※ 認定開始日は、原則1日となります。

※ 書類は全て揃えてから提出してください。

5 お問い合わせ先

子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係

電話 0422-29-9674



↓ 郵送で提出される場合に切り取ってご利用ください。

〒181-8555

三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課

私立学校・幼稚園係 行

(施設等利用給付認定申請書在中)

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について

※父母それぞれの書類が必要となります。

保育を必要とする事由		認定時に必要な書類
1	外勤 (在宅勤務を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ※ 勤務先に記入を依頼する際は、記入例を必ずお渡しください。 ※ 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いもの ※ 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 ※ 「月12日、48時間以上」の就労が最低条件となります。
2	自営業 (本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ②「スケジュール表」(所定様式)
3	就職内定	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ↓※ 就労を開始したら、②③をご提出ください。 ②「就労開始証明書」(所定様式) ③給与明細書の写し(就労先より発行後、毎月提出)※必要月数は別途ご案内します。
4	求職中	① 求職活動誓約書(所定様式) ② ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行) ※ 認定期間は3か月です。
5	出産予定	① 母子手帳の写し(表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ) ※ 出産予定月とその前後2か月の計5か月が認定期間となります。
6	病気治療中	① 診断書(最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの)もしくは、特定医療費(指定難病)受給者証の写し
7	障がい	① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
8	介護、看護	①「介護・看護状況申告書」(所定様式) ② 被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内発行のもの)、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの ③「スケジュール表」(所定様式)
9	修学中	① 在学証明書(原本) ②「スケジュール表」(所定様式)
10	父母どちらかが不在	① 戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明(児童育成手当)等 ※ 離婚調停中の場合: 調停中であることを証明する裁判所の書類等(父母の住民票が同一でない場合のみ) ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。

☆「保育を必要とする事由」が継続する場合、認定期間は卒園までとなります。

☆ 所定様式については、三鷹市子ども育成課(市役所本庁舎4階44番窓口)で配布しているほか、「みたかきっすナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>)」からダウンロード可能です。



【保育の必要性の要件が変わった場合】・・・世帯の状況や、就労状況など保育の要件に変更が生じた場合は、速やかに「家庭状況(変更)確認書」(所定様式)を、その事由を証明する書類とともに提出してください。